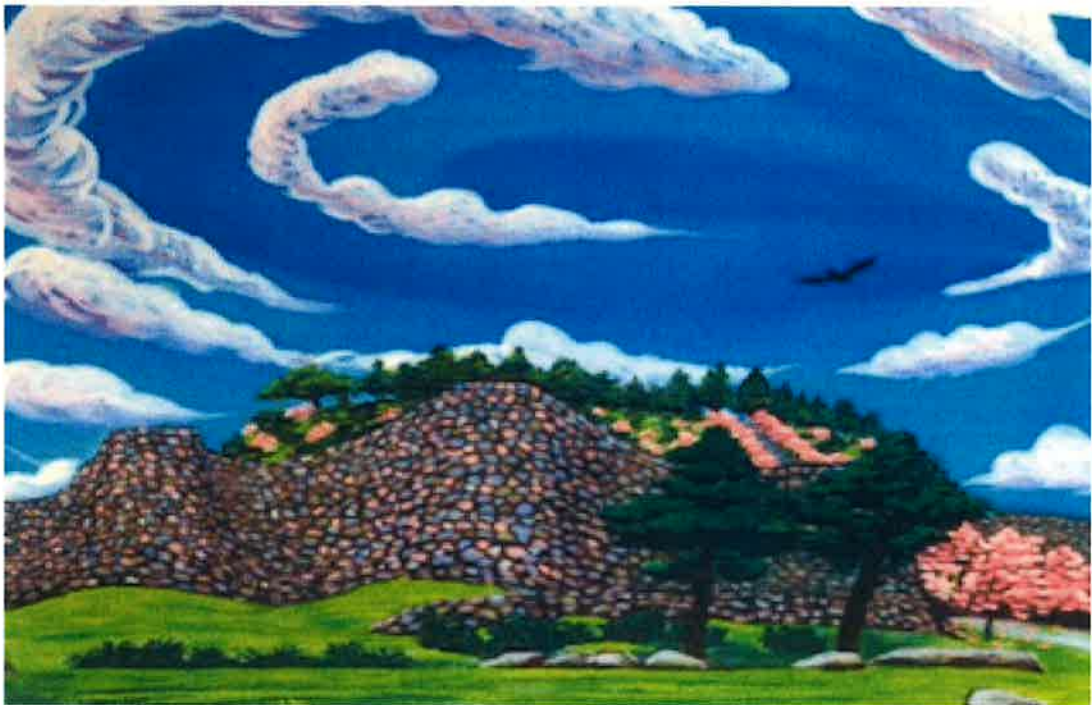




# 今歸仁村庁舎建設基本方針



平成30年6月20日

## 第1 新庁舎建設の背景

- 1 はじめに . . . . . 1
- 2 新庁舎建設に係る検討経過 . . . . . 1
- 3 第四次総合計画における位置づけ . . . . . 2

## 第2 新庁舎建設計画の検討

- 1 新庁舎の基本理念（コンセプト） . . . . . 3
- 2 新庁舎に求められる機能 . . . . . 4

## 第3 新庁舎建設の基本となる方向性

- 1 新庁舎の建設場所 . . . . . 9
- 2 新庁舎の規模 . . . . . 9
- 3 新庁舎建設の発注方法等 . . . . . 12
- 4 今後のスケジュールの目安 . . . . . 12

〔※本基本方針の表紙及びカラー挿絵については、庁舎建設委員会の運天肇委員から御提供いただきました。〕

# 第 1 新庁舎建設の背景

## 1 はじめに

現庁舎は、築 55 年が経過しており、

- ・耐震基準を満たしておらず、災害時に防災拠点としての機能を果たせないこと

- ・設備面の老朽化のため行政事務執行に支障が生じること

等が危惧されるほか、建物の老朽化のため維持管理費が年々増加している。

また、行政需要の増加や業務の多様化に伴い、本庁舎の改修工事や別棟での行政サービスを行ってきたが、窓口や組織の分散化により、住民の利便性・事務処理の効率性の低下を招いている。

本村にとって長年の懸案事項であるこれらの問題を解消するため、今後進めていく基本的な方針として、「今帰仁村庁舎建設基本方針」を策定するものである。

## 2 新庁舎建設に係る検討経過

### ◎第 1 期今帰仁村庁舎建設委員会

平成 15 年 4 月 第 1 回今帰仁村庁舎建設委員会 開催

( 委嘱状交付、委員長副委員長選任、条例説明等 )

平成 15 年 6 月 第 2 回今帰仁村庁舎建設委員会 開催 ( 庁舎視察 )

( 旧具志頭村、旧大里村、豊見城市、北谷町 )

平成 15 年 6 月 第 3 回今帰仁村庁舎建設委員会 開催

( 旧今帰仁中学校視察、村長から委員会へ諮問 内容：今帰仁村役場庁舎を旧今帰仁中学校跡に改修・移転することについて )

平成 15 年 8 月 第 4 回今帰仁村庁舎建設委員会 開催

( 諮問内容の検討、新築と跡利用のメリット・デメリットの協議 )

平成 15 年 12 月 第 5 回今帰仁村庁舎建設委員会 開催

( 委員会での協議内容及び答申内容のまとめ )

平成 15 年 12 月 委員会から村長へ諮問事項の答申

( 「今帰仁村を取り巻く情勢は、市町村合併等を含め先行き不透明な状況にある。このような時期に旧今帰仁中学校跡に改修移転することは得策ではないと判断する。」旨答申され、新庁舎建設の計画を見送る。 )

◎今帰仁村庁舎建設プロジェクトチーム（PT）

- 平成 29 年 7 月 第 1 回 PT 会議 開催
- 平成 29 年 8 月 第 2 回 PT 会議 開催
- 平成 29 年 10 月 第 3 回 PT 会議 開催
- 平成 29 年 11 月 第 4 回 PT 会議 開催
- 平成 29 年 11 月 沖縄県座間味村 視察研修
- 平成 29 年 12 月 鹿児島県和泊町 視察研修
- 平成 29 年 12 月 第 5 回 PT 会議 開催
- 平成 30 年 2 月 第 6 回 PT 会議 開催
- 平成 30 年 6 月 第 7 回 PT 会議 開催

◎第 2 期今帰仁村庁舎建設委員会

- 平成 29 年 12 月 第 1 回今帰仁村庁舎建設委員会 開催  
( 委嘱状交付、委員長副委員長選任、条例改正説明等 )
- 平成 30 年 3 月 第 2 回今帰仁村庁舎建設委員会 開催  
( 住民アンケート結果報告等、村長から委員会へ諮問 内容：基本方針  
(案)について等 )
- 平成 30 年 4 月 第 3 回今帰仁村庁舎建設委員会 開催  
( 基本方針(案)について等 )
- 平成 30 年 5 月 第 4 回今帰仁村庁舎建設委員会 開催  
( 西原町、八重瀬町役場本庁舎視察等 )
- 平成 30 年 6 月 第 5 回今帰仁村庁舎建設委員会 開催  
( 基本方針(案)について答申(案)の検討等 )

◎今帰仁村新庁舎建設に関する住民アンケート

16 歳以上の住民 2,000 人を対象に平成 30 年 1 月 12 日から 31 日の期間で実施し、651 人の回答が得られた。

### 3 今帰仁村第四次総合計画後期基本計画における位置づけ

前段の「2 新庁舎建設に係る検討経過」にあるとおり、平成 15 年の庁舎建設委員会の答申を受けて、庁舎建設の計画を一度は見送ったが、その後十数年経過し、市町村合併等の今帰仁村を取り巻く状況はある程度透明化してきた。また、老朽化した庁舎では、来庁者の安心・安全の確保が難しいこと、災害時の、行政サービス継続が困難となることが予想されたことから、今帰仁村第四次総合計画後期基本計画（平成 29 年 3 月策定）において、防災体制の強化の施策として「行政サービスの拠点である役場庁舎は老朽化が進んでおり、防災機能の強化を図る意味からも複合機能を備えた新庁舎建設に向けた検討を行います。」と規定されている。これに基づき、今回の検討を進めている。

## 第2 新庁舎建設計画の検討

### 1 新庁舎の基本理念（コンセプト）

#### ◎コンセプト1「ナニビトにも（何人にも）」使いやすい役場“」

現在の今帰仁村役場庁舎は、通路が狭く待合スペースが少ない、手続きをする窓口の場所がわかりにくい等村民が使いやすい役場とは言いにくい状態にある。

本来役場は、子どもから高齢の方まで幅広い年齢層の方が様々な理由で来庁する中、迅速で不便のないサービス、快適に利用できる環境を提供していかなければならない場所である。

新しい庁舎は、このような現状を改善し、利用者が快適に利用できる環境を整え、むらづくりの中核となるような、誰もがわかりやすく、「村民が使いやすい役場」を目指すべきである。

#### ◎コンセプト2「キュンとくる、”来たくなる役場“」

現在の庁舎は、入口からすぐに窓口がある配置となっているため、入りにくい雰囲気があったり、駐車スペースが狭く、駐車するのに時間がかかったりと、村民が利用しやすく近寄りやすい庁舎とは言いにくい状態にある。

今帰仁村のむらづくりは、村民と役場とが力を合わせて行うものであり、そのために、新しい庁舎は、村民協働のむらづくりにつながっていくよう、明るく、誰もが利用しやすく、近寄りやすい、「村民が来たくなる役場」を目指すべきである。

#### ◎コンセプト3「ジーンと心にくるような、“質の高い行政サービス拠点”」

現在の庁舎は、職員一人一人の事務スペースが狭い、会議室が少ない、文書を保存する書庫が不足している等、職員の業務の質を高めるための環境が整っているとは言いにくい。

また、災害時における防災拠点としての機能についても施設の老朽化が進んでおり、不安の残る状態にある。

新しい庁舎は、職員の働きやすさを確保することにより質の高い行政サー

ビスにつなげ、村民との信頼関係を高め、かつ、防災拠点としての機能を確保して安全安心なむらづくりを実現するための「質の高い行政サービス拠点」を目指すべきである。

## 2 新庁舎に求められる機能

### ①「村民が使いやすい役場」となるために

#### 総合案内、レイアウト改善

役場は、村民をはじめとしたあらゆる人々に利用される施設であることから、利用者にとって「分かりやすい」「ストレスを感じない」ことが「使いやすさ」として求められる。

しかし、現在の庁舎は入口から入るとすぐに手続き窓口となっており、来庁した利用者にとっては、どの窓口へ行けば求める手続きができるのか、目的の窓口はどこにあり、どのようにして行けばいいのかが一目では分かりにくい。（住民アンケートでも、35.3%が「各課（目的）の場所が分かりにくい」との回答であった。）さらに、窓口が分散しており、導線も利用者目線になっているとは言いがたい。

そこで新庁舎では、庁舎内のレイアウトをシンプルにし、入口にホール等を設け、利用者が一呼吸置くことのできる空間を作る。その上で、入口から各窓口への導線計画と、入口には庁舎見取り図と各課の手続きを記載した案内板及び各課からのお知らせ等を掲示する総合掲示板を設置、案内機能の充実を図る。案内板には、点字や音声案内等を取り入れることが望ましいと考える。

また、案内板から目的の場所まで移動する際にも、視覚的に分かりやすくするために各課スペースを色分けしたり、番号や絵の看板を掲げる等、利用者が分かりやすい工夫を行う。

村ホームページへ庁舎見取り図や各課手続き案内を掲載し、ホームページ閲覧者にも「分かりやすい庁舎」を実現する。

#### 窓口環境の改善、相談室等

各窓口では、日々多様なニーズや相談があるため、プライバシー保護に配慮した窓口環境が求められる。

現在の窓口は、一部仕切りを設置しているところはあるものの、全体的に統一されておらず、プライバシー保護に十分な環境とは言えない。

そこで、申請書の記入や各種書類の交付を受けるカウンターには、横からの覗き見防止のため仕切り板を設置し、利用者がより安心して手続きができるように



する。

また、カウンターの高さについても、現在は立っていても座っていても中途半端な高さであり、座った際には膝を入れる奥行きがないため、記入等の際に不便を感じる人が多い。窓口での手続きは座って行うことを前提とし、利用者の使いやすいカウンターを設置する。

さらに、現状は手続き中の待合スペースも十分と言えず、立って順番を待つ利用者があるため、改善が必要である。(住民アンケートでも53.5%が「利用の多い窓口の待合スペースを広く設けること」が必要との回答であった) 待ち時間の削減に努めつつ、順番を待つ利用者のために、ゆとりある待合スペースを設ける。

個人情報のやり取りが多く、長時間になりそうな相談事等については、個室での対応が望ましい。また、そのような利用者が複数同時に来た場合でも、待ち時間等の不便を感じないよう複数の相談室を揃えることとし、いつでも誰でも相談ができ、利用者の心の負担を少しでも軽くするような環境づくりを行う。

#### 各施設の統合

現在の今帰仁村役場は、本庁舎、第2庁舎、教育委員会、保健センター等、各部署が別の建物に分散している。そのため、一つの建物で必要な手続きが完結できない利用者もいる。特に、転入や転出の手続きはいくつもの窓口を回らなければならないため、利用者の状況によっては本庁舎から離れた複数の建物を回るケースもある。移動の手間と時間の省略、子ども連れの方や高齢者への配慮から、新庁舎では様々な手続きが一つの建物で行えるよう統合することが「村民に使いやすい役場」として求められる。

#### 安全で利用しやすい環境の整備

現在の庁舎の階段やトイレ、通路等は、高齢の方や乳幼児連れの方等が利用しづらく、駐車場についても、駐車スペースの不足や出入り口の分かりづらさ等様々な問題がある。(住民アンケートでも68.8%が「駐車場が狭い、使いにくい」、50.1%が「トイレの場所が分かりにくい」、44.7%が「待合スペースや通路が狭い」、27.3%が「高齢者や障がい者、乳幼児への配慮が不十分」等の回答があった。)

新庁舎においては、十分な広さの通路の整備、オストメイト(人工膀胱や人工肛門)対応の設備やおむつ替えシート、ベビーカー等を備えた多目的(多機能)トイ



レやキッズスペース等の充実、照明や空調、エレベーター等の設備を整え、来庁者用のゴミ箱の設置、駐車場も十分な駐車スペースと安全性を確保し、庁舎内外共に、年齢、性別、国籍、障害の程度等を問わず全ての方が快適に利用できるようユニバーサルデザイン(※)の考えを取り入れる。

さらに、気候を考慮し、出入り口の風除室、雨や日差しをしのぐひさし、タクシーや福祉車両に配慮したスペースを確保することが望ましい。

※ユニバーサルデザインとは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設などの設計(デザイン)のことをいう。

## ②「村民が来たくなる役場」となるために

### 村民も利用可能な多目的スペース

現在の庁舎では会議室、相談室等多目的スペースは、まとまりなく配置され、使用人数や用途は限られたものとなっている。また、庁舎内外に配置されていることから、場所も分かりづらい。

新庁舎では、住民も活用できるスペースとし、地域の各種活動や交流事業等を後押しし、村の活性化につなげていきたい。その為には、会議室の配置場所や部屋数を検討するとともに、授乳室としても使用可能な部屋や、様々な用途に対応出来る可動式の壁を設けた会議室等も整備するべきである。

さらに、休日等閉庁時の利用も出来るよう、執務室とは区切って管理できるように配置することが望ましい。

### コンビニや図書館との併設

現在の庁舎には来庁者が自由に使える公衆電話やコピー機等がなく、来庁者の為の休憩スペースやホールの様な空間もない。

来庁者の利便性の向上や、親しまれる庁舎にする為、公衆電話やコピー機、ATMの設置やコンビニの入居を検討するとともに、来庁者が事務作業や談話ができるスペースや子どもたち等の作品を展示できるような憩いの空間や、可能であれば飲食可能なスペース若しくは飲食店の併設を検討し、村民の交流拠点となることが望ましい。

また、現在旧今帰仁中学校跡地にある村立図書館は、場所も分かりづらく一日の来館者も平均20人に留まっている状況である。今後、多くの方に利用してもらう為にも、村立図書館の統合もしくは併設も検討することが望ましい。



### 情報発信スペースの確保

現在の庁舎では、ガラス窓や柱に多くの掲示物が乱雑に掲示され、見た目も悪く、来庁者への広報として十分な効果を得られているとは言えない。新庁舎では村民への情報の発信拠点として、来庁者へ確実な情報提供を行うための、総合掲示板を整備すべきである。

### 村民に親しまれる外観・デザイン

村民に親しまれる庁舎とするために、機能的でありながらも、村の自然と調和した外観・デザインの庁舎とすることが望ましい。

## ③「質の高い行政サービス拠点」となるために

### 防災拠点機能の強化

現在の庁舎は、建築年数が50年以上を経過した耐震基準を満たしていない建物であり、大きな地震に耐えられる構造とはなっていない。

また、海拔8.6mの場所に位置しているが、沖縄県が示す津波浸水想定水域に近接している。

防災拠点としての機能を果たすためには、地震や津波、風水害に強い建物とするほか、災害時の避難場所（村防災計画）として必要な条件をクリアしていることが望ましい。更に、非常時の電力確保（最低72時間）、ライフラインのバックアップ確保に努め、災害時でも継続的な業務が行える環境を整える必要がある。

災害を想定し、庁舎内に災害対策本部室等に転用できる会議室、備蓄倉庫や仮眠室の設置を検討する必要がある。



### 職員の業務環境の改善

役場の業務は、複数課にまたがり調整を要する案件が多い。しかし、現在の役場は、本庁舎、第2庁舎、教育委員会、保健センターなどの複数の建物において業務が行われている。

業務における横の連携を強化し、業務の質の向上、手続きの効率化・簡素化を図るためにも、教育委員会、保健センター等は、新庁舎に統合する必要がある。

また、個人情報等情報セキュリティ対策のため、執務室と通路などの共有ス

ペースを明確に区分けし、村民と職員の導線を区別するための工夫が必要である。

現在の庁舎では、執務室や収納スペースが狭く、机上に資料などが散乱している状態が見られ、業務の遂行に支障をきたしている。書庫や倉庫の適正なスペースを確保し、A4サイズの書類に対応できる棚等を設置し、執務室内の煩雑化を防ぐ必要がある。また、ICTを活用した文書管理を推進し、文書保管量のスリム化と効率化を図る必要がある。

なお、執務室内は、効率的な業務を行うため床下に電源やOA機器の配線等を格納できる床の仕様や、将来の行政改革や組織再編等による間取りや席配置の変更にも対応できるように柔軟性を持たせ、課毎の間に仕切りを設けない、見通しの良いオープンなフロア構成にすることも必要である。

#### その他、福利厚生等

職員の業務には、事務作業以外に施設外の清掃や草刈り作業、台風等の災害時対応の業務もある。職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境を形成するために、庁舎内に更衣室やシャワー室、休憩室等を設置する必要がある。



## 第3 新庁舎建設の基本となる方向性

### 1 新庁舎の建設場所

現在の本庁舎がある仲宗根地区は、本村の中心部に位置し、行政機関、中央公民館、コミュニティセンター、金融機関、商業施設等が集積している。

また、本地区は、「今帰仁村第四次総合計画後期基本計画」において、中心市街地賑わいづくりプロジェクトとして重要な地域商業機能及び観光拠点として周辺環境と調和しつつ、計画的な土地利用のもと、本村の中心市街地（マチ）としての顔づくりに努めることとされている。

しかし一方では、沖縄県が策定した津波浸水想定水域に近接しており、防災の観点から十分検討することが必要である。

なお、住民アンケートの結果、建設場所については「現在の場所、又はその周辺」が80.4%、「その他」が14.1%、「無回答」が5.5%となっており、「その他」の主な回答は、“防災の観点から高台が望ましい”となっている。

以上のことから、交通環境、土地の有無、防災の観点等を含めて検討する必要がある。

### 2 新庁舎の規模

新庁舎の規模は、現在の本庁舎に議会棟、コミュニティセンター内にある選挙管理委員会事務室、中央公民館にある教育委員会事務室、保健センター内にある事務室の行政機能集約を前提に算定し、さらに将来の人口や職員数、議員数等を加味する。

なお、港務所、歴史文化センター、給食センター、保育所、子育て支援センターは、業務内容の観点等から本庁舎に含まないこととする。

#### (1) 想定人口及び役場利用者数

人口は、「今帰仁村第四次総合計画後期基本計画」において、平成33年度末で概ね1万人（おおよそ横ばいが続く）と想定されている。そのため、役場利用者数についても現在とほぼ同様と考えられる。

（住民アンケートでは、役場を訪れる回数として全体平均で月1.04回となり、1年間で延べ約12万人が訪れると想定される。）

#### (2) 職員・議員数

職員数については、平成15年から平成20年までの6年間で新規採用を行わず、職員数の減を図ってきたところである。

新庁舎に勤務する職員数は、分散している各部署の集約を前提に、予測可

能な範囲で国や県からの事務移譲、各事業計画を見込んだ職員数の増減、さらに、非正規職員等を加えたもので想定する。

議員数は、今帰仁村議会議員定数条例に規定された11名とする。

なお、職員数は庁舎規模を算定するためのものであり、将来の職員数を示すものではない。

◇本庁舎職員数（非正規職員等含む） (人)

職種	集約前本庁舎	集約後本庁舎	集約前後の差
正規職員	58	88	+30
非正規職員	28	47	+19
小計	86	135	+49
議員	0	11	+11
合計	86	146	+60

(3) 庁舎の面積

総務省地方債庁舎起債基準に基づく算定及び同規模町村の事例を参考に比較検討し算定した庁舎の面積の目安は下記のとおり。

また、総務省が示す基準では、事務室等の面積を求めるため、別途付帯機能（防災機能、守衛室、医務室、機械室、駐車場等）必要に合わせて加算したものとする。

なお、コンビニエンスストア、図書館等を併設する場合は、別途面積の加算が必要となる。

- ・ 総務省地方債庁舎起債基準等に基づく算定 ⇒ 3,459 m<sup>2</sup>（次頁参照）
- ・ 同規模町村の事例との比較による算定 ⇒ 3,899 m<sup>2</sup>（別紙参照）

検討の結果、総務省地方債庁舎起債基準 3,459 m<sup>2</sup>に、同基準に含まれていない機能（保健センター内の事務室スペース・多目的ホール等）おおよそ 800 m<sup>2</sup>を加えた面積約 4,300 m<sup>2</sup>が新庁舎に求める参考規模であると考えられる。

◇総務省地方債庁舎起債基準に基づく面積算定

用途・室名	基準面積 (㎡)	職員数 (人)	面積 (㎡)
事務室			
特別職	54	3	162
課長級	11.25	11	123.75
課長補佐級	8.1	13	105.3
係長級	8.1	17	137.7
主査・係員級	4.5	44	202.5
非正規職員	4.5	47	211.5
①小計		135	942.75
②倉庫	①×13%		122.6
③会議室、トイレ、洗面所、その他	7	135	945
④玄関、廊下、階段等の交通部分	(①+②+③) ×40%		804.1
⑤議事堂	35	11	385
計		146	3199.45

※付帯機能

用途・室名	基準面積 (㎡)	階数 (3階)	面積 (㎡)
サーバールーム	50	1	50
印刷室	10	2	20
住民相談室	10	2	20
ロビー	30	1	30
備蓄倉庫	10	1	10
書類保存庫	30	2	60
休憩室	10	1	10
更衣室	10	1	10
シャワー室	5	1	5
給湯室	10	3	30
守衛室	5	1	5
金融機関	10	1	10
計			260
合計			3459.45

### 3 新庁舎建設の発注方法等

主な事業手法として、従来方式の本村が資金調達、基本設計、実施設計、建築工事の仕様書作成、入札、契約締結を行う方式に比べ、庁舎を賃貸するリース方式など、PFI(※)法に基づく方式の検討、その他PFI法に基づかない設計施工一括発注方式等も含め検討し、本村の財政状況や今後の維持管理に関する検討に基づき、先進的に進めている市区町村を参考にベストな手法を選択する。

また、受注者選定方法については、競争入札方式、プロポーザル方式、設計競技方式等を用いることとし、各方法のメリット、デメリットを比較しながら、村に有利な条件や事務作業量を含めて検討する。

#### 競争入札方式

計内容等を記した仕様書を提示し、入札を行い、価格の安い業者と契約する。

#### プロポーザル方式

複数の業者に対し、設計体制、実施方法等の企画提案を行わせ、技術力、創造力、経験等を審査して選定する。(あくまでも受注者のみの決定。設計について村のイメージを反映しやすい。)

#### 設計競技方式

具体的な設計案を審査し、最も優れた設計案を採用する。(設計案と同時に業者も選定されるため、村のイメージと乖離する場合もある。)

※PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法をいう。

### 4 今後のスケジュールの目安

新庁舎の供用開始を平成33年度に目標設定し、今後、おおむね下記のスケジュールで建設を進めていくこととする。

- ・平成30年度 庁舎建設基本構想・基本計画
- ・平成31年度 庁舎建設実施設計
- ・平成32年度 庁舎建設建築工事
- ・平成33年度 新庁舎供用開始

別紙

同規模町村の事例との比較による算定

市町村名	人口(人)	正規職員数(人)	敷地面積(㎡)	建築面積(㎡)	延床面積(㎡)	正規職員一人あたりの延床面積(㎡)	事業費(千円)	1㎡あたりの事業費(千円)	階数	構造	竣工年
本部町	13,605	127	8,202.31	1,794.03	4,283	33.72	1,316,276	307.3	地上3階	RC造	H27.10
西原町	35,337	225	14,303.70	4,657.50	8,205.90	36.47	3,700,000	450.9	地上3階	RC造 SRC造	H26.2
八重瀬町	29,975	175	10,162.34	2,843.50	7,036.64	40.21	1,805,000	256.5	地上4階	RC造 SRC造	H27.12
東村	1,825	63	24,445	4,448.26	4,386.42	69.63	1,315,761	300.0	地下1階 地上2階	RC造	H16.4
宜野座村	4,749	93	5,633.80	1,741.69	5,145.56	55.33	1,407,615	273.6	地下1階 地上4階	RC造 SRC造	H8.1
北谷町	25,554	244	30,000		9,780	40.08	3,001,615	306.9	地下1階 地上4階	RC造 SRC造	H10.4
南風原町	32,099	206	12,337	1,405.59	7,148.69	34.70	2,214,754	309.8	地下1階 地上6階	RC造	H10.3
平均	20449.14	161.86	15012.02	2412.94	6569.46	44.31	2,108,717	315.0			

※事業費は用地購入&解体工事は省く。

※正規職員数については、総務省資料（給与・定員管理等について）に基づくもの。

正規職員一人あたりの延床面積 (44.31㎡) × 今帰仁村本庁舎に勤務する予定の正規職員数 (88人) = 3,899㎡

## 今帰仁村庁舎建設委員会 委員名簿

## ○ 村議会議員

- 玉城みちよ 今帰仁村議会議員  
沖縄県介護保険広域連合議会議員
- 與儀 常次 今帰仁村議会議員  
今帰仁村議会経済建設委員会委員長  
本部町今帰仁村消防組合議会議員

## ○ 有識者等村長が必要とする者

- 上間 悟 謝名区長  
今帰仁村観光協会監事  
元 今帰仁村総務課長
- 内間 昭光 今帰仁村郷友会会長
- 運天 肇 画家
- 金城 正明 元 今帰仁村建設課長
- 酒井ひろ子 今帰仁村主任児童委員  
今帰仁村子ども・子育て会議委員  
諸志区書記
- 島袋 勝也 建築設計工房 paraya 代表
- 宮平 栄治 名桜大学教授(経済学)

## ○ 村役場職員

- 中原 茂仁 今帰仁村副村長
- 當山 清巳 今帰仁村企画財政課長 (～H30.3.31)
- 田港 朝津 今帰仁村企画財政課長 (H30.4.1～)
- 嶺井 雄二 今帰仁村建設課長
- 宮里 晃 今帰仁村教育委員会幼保連携推進室長



今帰仁村庁舎建設プロジェクトチーム 名簿

(平成 30 年 3 月末現在)

新里 久夫  
天久 理絵  
小渡 大輔  
金城 研  
我那覇 歩美  
仲地 航  
松本 静夏  
松田 健太郎  
知念 飛鳥  
松田 望  
知念 慎也  
幸地 香奈子  
大宜見 恵  
田中 宏和  
松田 竜治  
山城 貴寛  
玉城 智也  
上間 勲  
仲松 海人  
大城 雄輝